

各 位



2022年5月25日

会社名：スターティアホールディングス株式会社

代表者名：代表取締役社長 兼 グループ最高経営責任者 本郷 秀之
(コード番号 3393 東証プライム)

問合せ先：取締役 兼 グループ執行役員 植松崇夫
(TEL：03-5339-2109)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月23日開催予定の当社第27回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の理由

- (1) 当社グループの事業活動において、新規に開始する事業及び今後事業展開を視野に入れている事業を追加するため、現行定款第2条（目的）につきまして変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。また、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（変更前定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記新設・削除に伴い、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) 上記変更に伴い、必要となる号番号等の調整その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 効力発生日

2022年6月23日（当社第27回定時株主総会開催予定日）

以上

(別紙)
定款変更の内容

現行定款	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (条文省略)</p> <p>1.~34. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>35.~43.</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>44.~46.</u> (条文省略)</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に関する情報を、総務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等ではない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10 万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>1.~34. (条文省略)</p> <p><u>35.ブロックチェーン技術を利用した商品及びサービスの企画、開発、提供及び販売</u></p> <p><u>36.~44.</u> (現行どおり)</p> <p><u>45. シェアオフィスの運営及び管理</u></p> <p><u>46.~48.</u> (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等ではない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10 万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

(監査役会規定)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(新設)

(監査役会規定)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(附則)

- 1 変更前定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。
- 3 本附則は、2023 年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。